

平成28年10月
警 察 庁

「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則案」に対する意見
の募集結果について

警察庁において、平成28年8月5日から同年9月3日までの間、「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則案」に対する意見の募集を行ったところ、1件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方等を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第20号）

2 命令等の案を公示した日

平成28年8月5日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の規則案の内容に対する御意見以外の部分については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則案を別紙2のとおり修正することとしました。

また、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則案第1条並びに様式第1号及び第2号に技術的な修正をしました。

5 参考

頂いた御意見の総数	1件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	1件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件

「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則案」に対する御意見kek及びこれに対する警察庁の考え方について

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則案（以下「規則案」という。）第7条の規定及び様式第1号について、

- 国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書の添付書類として、「国外犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該国外犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類」が必要とされているが（規則案第7条第1号）、戸籍にも死亡の事実が記載されるため、戸籍を添付すれば、死亡診断書等の添付は不要ではないか。
- 国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書（様式第1号）裏面の注意11において、「「国外犯罪被害者」の「本籍」の欄には、国外犯罪被害者の本籍地を記入する」とされているが、申請書の本籍欄に「本籍地」を記載させるならば、当該欄の記載は「本籍地」と修正すべきではないか。

といった御意見がありました。

規則案第7条第1号において、申請書の添付書類として、「国外犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該国外犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類」を必要とした理由は、都道府県公安委員会が裁定を行うに当たり、当該国外犯罪被害者が死亡したか否かを確認するだけでなく、死亡の原因等を含めた「死亡の事実」を確認することが必要であると考えたためです。この点、戸籍には、死亡の原因等に関する記載はないことから、死亡の原因等を記載することとされている死亡診断書や死体検案書（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第20条第1項）が必要であると考えています。

国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書（様式第1号）の「国外犯罪被害者」の「本籍」の欄には「本籍地」ではなく「本籍」を記入する必要があることから、裏面の注意11を修正することとしました。

頂いた御意見を踏まえた修正箇所について

1 修正後（該当箇所抜粋）

様式第 1 号（第 7 条関係）

注意

11 「国外犯罪被害者」の「本籍」の欄には、国外犯罪被害者の本籍を記入してください。（略）

2 意見公募を実施した案（該当箇所抜粋）

様式第 1 号（第 7 条関係）

注意

11 「国外犯罪被害者」の「本籍」の欄には、国外犯罪被害者の本籍地を記入してください。（略）